

閣 副 第 3 9 2 号
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長
樽 見 英 樹
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等
緊急事態措置の実施について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 3 月 26 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部を設置し、今般、令和 2 年 4 月 7 日に、特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、同日に、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改定されました。

このことを踏まえ、特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その実施に当たっては、この趣旨に沿って適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第 2 条第 5 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

記

1 緊急事態措置の実施に係る事前協議

基本的対処方針三（6）3）⑦において、「特定都道府県知事は、緊急事態措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部長と協議し、迅速な情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、緊急事態措置の実施に

あたっては、特措法第 16 条第 1 項に規定する政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）に対し、事前に協議を行うこと。

2 緊急事態措置の実施に係る報告

基本的対処方針三（6）3）⑧において、「緊急事態措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定公共機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定都道府県知事は、別紙様式第 1 により、緊急事態措置を実施した際は、遅滞なく、政府対策本部長に対し、その旨及びその理由を報告するとともに、別紙様式第 2 により、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由に係る報告を取りまとめ、遅滞なく、政府対策本部長に報告すること。

特定都道府県知事による緊急事態措置の実施に係る報告

都道府県名：

	緊急事態措置の内容（根拠条文）	措置を行った日	期間	理由（必要性）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

特定市町村長及び指定地方公共機関の長による緊急事態措置の実施に係る報告の総括

都道府県名：

	実施主体 (特定市町村／指 定地方公共機関)	緊急事態措置の内容（根拠条文）	措置を 行った日	期間	理由（必要性）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。